

2026 年 9 月 1 日
学長 山垣 真浩

こども性暴力防止法の施行に伴う対応について — 教職課程履修希望者の皆さまへ —

令和 8 年 12 月 25 日より「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が、施行される予定です。

この法律の施行により、学校や教育・保育機関等には、児童・生徒等に対する性暴力を防止するための厳格な取り組みが義務付けられることとなります。これに伴い、教職課程における教育実習等についても、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

1. 実習実施にあたっての確認について

教育実習等において、児童・生徒等と一対一になることが予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、児童・生徒等に対して支配性・継続性・閉鎖性を有する実習であると実習先の事業者が判断した場合には、実習前に法に基づく性犯罪前科の有無の確認が行われます。

また、その際には、本人による同意書および誓約書の提出が求められます。

2. 実習の制限について

上記の確認手続において、特定性犯罪前科が確認された場合には、児童・生徒等と接する教育実習等を行うことができません。

3. 教員免許状取得への影響

教育実習は、教員免許状取得のための必須要件です。そのため、実習に参加できない場合は、教職課程を修了することができず、教員免許状の取得ができなくなります。

4. 本学における対応（予定）

本学では、教職課程履修者のうち、教育実習等を行う見込みがある学生に対して、以下の書類の提出を求める予定です。

- ・ 同意書（犯罪事実確認に関する同意）
- ・ 誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）

※提出された書類は、関係法令に基づき適切に管理いたします。

5. その他

本学における教育実習以外の児童・生徒等と接する活動や実習についても、同様の措置が求められる場合があります。

本制度の詳細については、[こちら](#)をご確認ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

制度内容を十分にご理解のうえ、教職課程の履修をご検討いただきますようお願いいたします。